

カムイスキーリンクス 商業登録規約

第1条 (目的)

本制度は、カムイスキーリンクス（以下「当スキー場」）において、常設の公認スクール以外の者がスキーおよびスノーボードの指導活動（以下「レッスン活動」）を行う際、適切な資格を保有しているか、また、外国人においては就労資格を有するか、そして、参加者に保険加入がされているか等、すべての指導活動者が本規約および当スキー場利用約款、国内法令を遵守し、利用者の安全を確保しつつサービスの向上に寄与することを目的とする。

第2条 (対象)

当スキー場を利用して、レッスン活動を行うすべての方（個人・企業・団体）を対象とする。

<レッスン活動の定義>

- ・スキー、スノーボード、テレマークの技術指導活動
- ・スキー、スノーボード、テレマークのキャンプ、クリニック、アカデミー、イベントでの指導活動
- ・オンライン販売と連動した上記の指導活動

ただし、以下の場合には登録対象から除外する。

1. 小学校・中学校・高等学校・大学等の教育課程（授業）の一環として行う活動。
2. 地域のスポーツ少年団、スキー・スノーボード連盟等の団体による検定会、基礎・競技活動。
3. 一時的または短期間の滞在団体に同伴し、かつ本市および周辺市町村に在住していない日本人インストラクターがレッスン活動を行う場合。
4. カムイスキーリンクス公認スクール（常設スクール）の活動。
5. 一般ツアーの同行・添乗(ガイド)のみを目的とし、レッスン活動の行為を一切行わない場合。
6. スキーマーカー、スポーツショップ等が行うキャンプ、クリニックの開催希望を事前に申告した場合。
7. スキー、スノーボードの合宿、トレーニングに関しパトロールに申請し事前に認めた場合。
8. その他、当スキー場が事前に認めた場合。

第3条 (登録制度について)

本制度への登録は、次項の「4. 登録条件」をすべて満たす必要があり、当スキー場による審査を経て適当と判断された場合に承認される。

<審査事項>

- ・指導資格の確認
- ・救急法資格の確認
- ・保険加入の確認
- ・就労資格の確認
- ・過去の違反履歴の確認
- ・緊急連絡体制の確認

第4条 (登録条件)

1. 事業者としての要件

- ・健全な組織運営が保たれていること（代表者、国籍、所在地、連絡先、活動内容、所属インストラクターの保有資格が明確であること）。
- ・日本語での対応が可能なスタッフを配置し、事故や負傷などの緊急時に迅速に対応できる体制を構築して緊急連絡責任者を明確にしていること。
- ・代表インストラクターは、日本国内(SAJ 公認指導員、SIA 公認ステージⅣ、JSBA 公認 B 級)または国際インストラクターライセンス (ISIA 公認レベルⅣ相当以上または同等) を保有していること。

2. 所属するすべてのインストラクターとしての要件

以下のいずれかの資格を保有すること。

- (a) 国際インストラクターライセンス ISIA 公認レベルⅡ以上
- (b) SAJ 準指導員または JSBA C 級以上
- (c) SIA ステージⅡ以上
- (d) 全ての登録インストラクターは救急法資格を3年以内に更新したものを保有すること。
- (e) その他、上記に準ずる資格 *保有資格の証明証のコピーを提出することとする。

注意：上記以下の有資格インストラクターは、カムイスキーリンクスの常設公認スキースクールにおいてのみ就労・指導活動を行うことができ、かつ山麓エリア（緩斜面）での初心者から初級者への指導のみに限定される。

「常設公認スキースクール」のみが、こうした経験の浅いインストラクターを指導・育成できる組織とする。

3. 労務・法務遵守

- ・所属するすべてのスタッフおよびインストラクターは、日本国内での就労許可を得ている、または許可を必要としない者であること。在留カードまたは就労許可証写しを提出することとする。
- ・日本国内の法令を遵守し、公序良俗に反する行為を行わないこと。

4. 装備・保険

- ・活動中は、登録事業者が指定する制服(ユニフォーム)を着用すること。
当該ユニフォームの写真は当スキー場に登録（提出）されている必要があり、登録スクール1校につき着用可能なユニフォームは1種類のみとする。
- ・第三者損害賠償責任保険（1事故につき1億円以上）、受講生を対象とした保険および指導者賠償責任保険に加入していること。

第5条（登録手続きおよび費用）

1. 期 日：レッスン指導活動を開始する少なくとも10日前までに必要書類をWEB申請ポータルサイトで登録すること。

なお、申請の可否はポータルサイト登録メール後、7日以内に返信する。

2. 協力金：インストラクター：1名 受講者2名まで、1日10,000円(消費税込)
受講者3名以上は1名につき3,000円(消費税込)追加とする。

3. 協力金費用の内訳

- ・スキー場内安全整備費用の一部負担金その他、次の費用を含みます。
登録管理費用、資格確認費用、保険確認費用、腕章発行費用、事務手数料等

4. 登録方法

- ・活動開始前にオンラインにて事業者事前登録を行い、以下の書類を添付すること。

- インストラクター指導者資格証の写し
- 救急法資格の写し
- 保険加入証明書の写し
- 就労資格を証明する書類（外国籍の場合）の写し
- 事故発生時対応の体制・緊急連絡責任者・所属スクール責任者の連絡先
- レッスン活動の時に着用するユニフォームの写真(1種類のみしか認めません)

注意：WEB申請ポータルサイトにおいて、国内の登録者は日本語の申請サイトを、海外の登録者は英語の申請サイトを使用しなければならない。

5. リフト券・リフト料金は別途必要となる。センターハウス内券売機またはWEBサイトにて購入すること。

第6条（行動規範）

登録者は、以下の事項を厳守しなければならない。

1. 日本の法令および条例を遵守して運営すること。
2. 当スキー場の運営方針に協力し、係員の合理的指示に従うこと。
3. 当スキー場の利用約款・索道約款およびスノースポーツ安全基準の規定を遵守すること。
4. 管理区域外、閉鎖コース、立入禁止区域には絶対に進入しない、また受講生を進入させないこと。
5. 常に指導技術と安全管理意識の向上に努めること。
6. 活動中は、当スキー場が発行する腕章を必ず常時外部から確認可能な位置に装着すること。
7. 当スキー場敷地内でのレッスン受講者の勧誘、営業行為はしないこと。
8. 当スキー場との連絡内容および商業登録に関する機密情報を、第三者に開示しないこと。
ただし、法令上開示の義務がある場合は除く。
9. 登録者は事故、苦情、違反調査に協力すること。

第7条（管理運営について）

本制度は当スキー場の管理、最終責任下において、リゾートポリシー(約款)、安全基準、および国内外の利用者のニーズを深く理解した上で、本制度の適正な運用に努める。

1. 管理運営業務はWEB登録とし、以下の事項を含む。
 - (a) WEB申請ポータルサイトの管理・運用・承認
 - (b) インストラクターの資格および保険加入状況の確認
 - (c) 協力金の徴収
 - (d) 登録インストラクターおよび登録事業者の名簿・記録の保持
 - (e) 登録者腕章の発給および管理
 - (f) 登録希望者・登録者からの問い合わせ対応および窓口業務
2. 登録者情報は個人情報保護法に基づき適切に管理する。

第8条（警告および登録の取り消し）

サービスの品質向上および登録者の権利保護を目的とし、第2条(対象)、第4条（登録条件）および第6条（行動規範）に抵触する行為が確認された場合、当該登録者に対し警告を行う。

警告に従わない場合、または重大な違反が認められる場合は、登録を取り消す。

また、万が一、インストラクターがプロフェッショナルとして不適切な行動をとったり、ルールを遵守しなかったりした場合は、腕章の番号から該当するインストラクターおよび所属スキースクールを特定し、事実確認（事情聴取）や、場合によっては登録取り消（スキー場への立ち入り禁止処分等）を行う。

なお、法令違反等の場合は即刻登録の取消しを行う場合がある。

その際、既納の協力金等についてはいかなる理由があっても返金しない。

第9条（未登録活動への対応および罰則）

1. 当スキー場エリア内において、本制度への登録なく収益活動（レッスン等）を行うことを固く禁じる。
当スキー場スタッフは、必要に応じて以下の項目を確認する場合がある。
 - (a) リフト券の種類
 - (b) 所持者の氏名および顔写真撮影
 - (c) リフト券のWTP番号
 - (d) 指導資格証
 - (e) 就労資格証
2. 未登録での収益活動が判明した個人・企業に対しては、当該シーズンにおけるシーズン券およびリフト券を直ちに無効とし、以後、当スキー場への立ち入りおよび利用を一切禁止する。
この場合、購入済みのシーズン券・リフト券代金の返金を行わない。
3. 未登録者による収益活動や販促活動を防止するため、当スキー場は違反行為の調査（写真・動画撮影等による証拠保全を含む）を行う権利を有する。
4. 本制度に違反して活動する団体が明確になった場合、北海道索道協会および他スキー場に法令の範囲内で通知する場合がある。

第10条（免責事項および損害賠償）

1. 当スキー場内での活動において、登録者、受講生、または第三者に生じた損害について、当スキー場に故意または重大な過失がある場合を除き、当スキー場は一切の責任を負わない。
2. レッスン活動に関連して、第三者から当スキー場に対して苦情の申し立てや訴訟が提起された場合、当該登録者は自らの責任と費用においてこれを解決し、当スキー場に対し一切の迷惑をかけないものとする。

第11条（当日の受付方法・支払い）

受付場所／カムイスキークロス センターハウス 「インフォメーションカウンター」

受付時間／8:30～13:30

<受付手続きの流れ>

1. 登録申請の承認確認

2.協力金の支払い（クレジットカードのみ）

3.腕章（アームバンド）の配布

腕章の番号登録と返却義務： 指導活動の開始前に、当スキー場側で腕章に管理番号を割り当て、その番号を該当するインストラクターおよび所属スノースポーツスクールに紐づけて登録いたします。

なお、活動終了後は、腕章を必ず返却しなければなりません。

- ・紛失手数料： 腕章を紛失した場合は、紛失手数料として 10,000 円を徴収いたします。

第 12 条（キャンセル・日程変更）

1.（キャンセルの連絡）

利用者は、本サービスの利用予約をキャンセルまたは変更する場合、メールにて速やかに当スキー場へ通知しなければならない。

2.（キャンセル料）

利用者の都合により予約をキャンセルする場合、以下の区分に応じたキャンセル料が発生する。

- ・活動日前日まで： 無料
- ・活動当日キャンセル及び無連絡キャンセル： 協力金の 100%

3.（返金時の振込手数料）

前項の規定に基づき返金が発生する場合、返金にかかる振込手数料等の実費は利用者の負担とする。

4.（スキー場都合または不可抗力による中止）

天災地変、悪天候、感染症の流行、その他当スキー場の責に帰することができない事由、または当スキー場側のやむを得ない事情によりゲレンデの提供が困難となった場合、当スキー場は速やかに通知（Web サイト・現地案内）の上で予約をキャンセルできる。

この場合、受領済みの協力金を全額返金するものとし、それを超えて生じた損害（受講者への返金、交通費、宿泊費などの保証）の損害賠償責任は負わないものとする。

なお、返金に伴う振込手数料はスキー場が負担する。

第 13 条（本規約の変更）

1. 当社は、本規約を変更することがある。
2. 変更後の本規約は、当社のウェブサイトに掲載した時点から効力を生じるものとする。利用者は、随時最新の規約を確認すること。

附則（施行期日）

1. この規約は、2026 年 10 月 10 日から施行する。